

河川整備基本方針の策定内容について

第3回島根県河川整備計画検討委員会
日時：平成27年3月9日10:00～16:30
場所：大田市民会館 中ホール

基本方針の構成について

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
 - (1) 流域及び河川の概要
 - (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
2. 河川の整備の基本となるべき事項
 - (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
 - (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項
 - (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項
 - (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

(参考図) 水系図

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

3

1.(1)流域及び河川の概要

参考-1
p1~3

記述する内容

- 流域面積、幹川流路延長等
- 過去の主要な洪水、高潮等及びこれらによる災害の発生状況
- 地形、地質等
- 流域の気象
- 流域の開発状況等
- 河川利用等
- 河川環境、水質等
- 治水事業の経緯の概要

4

記述する内容

- ①災害発生の防止又は軽減について
…水系全体での計画規模や、その計画規模を上回る洪水への対応等の方針
- ②河川の適正な利用に関する方針
…川遊びなど、住民と川との関わり等に関する方針
- ③流水の正常な機能の維持に関する方針
…河川水の合理的な利用の促進、良好な水環境のための必要流量等についての方針
- ④河川環境の整備と保全に関する方針
…河川整備における環境面での配慮や対応についての方針
- ⑤河川の維持管理に関する方針
…上記①～④の観点を踏まえた維持管理に関する方針

5

- ①災害発生の防止又は軽減について
…水系全体での計画規模や、その計画規模を上回る洪水への対応等の方針

具体例（三隅川水系基本方針）

災害の発生の防止又は被害の軽減に関しては、昭和58年7月の洪水等を踏まえて100年に1回程度発生する規模の降雨による洪水から沿川地域を防御するため、洪水調節施設による調節を行う。

また、計画規模を上回る洪水に対しても、被害を最小限に食い止めるため、ハザードマップ作成の支援や防災訓練への住民参加等により災害時のみならず平常時から防災意識の向上を図るとともに、河川水位や雨量情報の提供、水防活動との連携、情報伝達体制及び警戒避難体制の整備、土地利用計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と協力して推進する。

6

②河川の適正な利用に関する方針

…川遊びなど、住民と川との関わり等に関する方針

具体例（三隅川水系基本方針）

河川の利用に関しては、現在利用されている川遊びの場やみやび湖などの人とのふれあいの場を維持していくために、河川に関心が高まるような情報の提供や河川愛護の啓発・促進を図る。

また、良好な水循環や水質の保全を図るため、関係機関との連携に努める。

③流水の正常な機能の維持に関する方針

…河川水の合理的な利用の促進、良好な水環境のための必要流量等
についての方針

具体例（三隅川水系基本方針）

河川水の利用に関しては、農業用水の安定的な供給を確保するため、合理的な利用の促進を図るとともに、流水の正常な機能を維持し、良好な水環境を創出するために必要な流量の確保に努める。

さらに、渇水等の被害を最小限に抑えるため、発生時における情報提供、情報伝達体制の整備を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。

7

④河川環境の整備と保全に関する方針

…河川整備における環境面での配慮や対応についての方針

具体例（三隅川水系基本方針）

河川環境の整備と保全に関しては、上流域においては、インドジョウ、カジカガエル等が生息する清流環境に配慮し、河岸の植生や瀬・淵等の保全に努める。御部ダム湖（みやび湖）については、良好な水環境を保全するとともに関係機関と調整を図りながらモニタリング調査を実施する。

中流域から河口域においては、災害復旧工事後、寄州、瀬、淵、水際の植生もかなり復元されてきたものの、今後更に、魚類に配慮した瀬・淵の保全や、アユ等の移動に配慮した河道の連続性の確保を図るとともに、アユの産卵床の保全に努める。

⑤河川の維持管理に関する方針

…上記①～④の観点を踏まえた維持管理に関する方針

具体例（三隅川水系基本方針）

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、本水系の有する多面的機能を十分に発揮させるよう適切に行うものとする。

8

2. 河川の整備の基本となるべき事項

2.(1)基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

参考-1
p5

記述する内容

当該水系での計画規模、基準地点における基本高水ピーク流量および河道・洪水調節施設への流量配分を定める。

具体例（三隅川水系基本方針）

基本高水は昭和58年7月洪水等の既往洪水について検討した結果、100年に1度程度発生する規模の降雨（1日あたり373mm）で発生する洪水を対象とし、そのピーク流量を基準地点三隅大橋において2,440m³/sとし、このうち洪水調節施設により840m³/sを調節し、河道への配分を1,600m³/sとする。

基本高水のピーク流量等一覧表

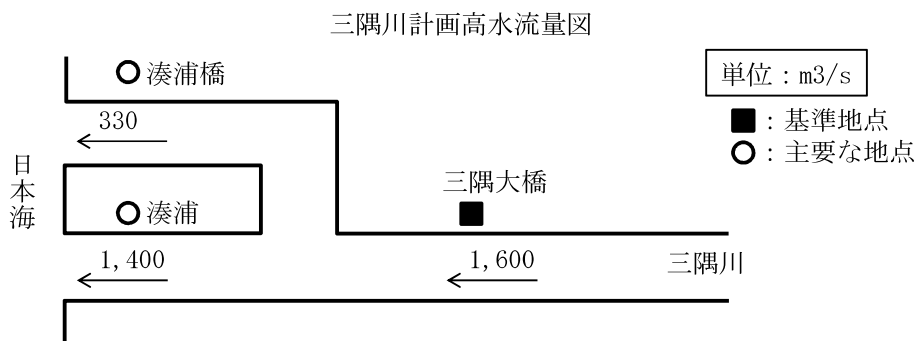
河川名	高水 基準地点	基本高水の ピーク流量 (m ³ /s)	洪水調節施設による 調節流量 (m ³ /s)	河道への 配分流量 (m ³ /s)
三隅川	三隅大橋	2,440	840	1,600

記述する内容

当該水系における計画高水流量を定める。

具体例（三隅川水系基本方針）

三隅川における計画高水流量は三隅大橋地点において1,600m³/sとし、その下流で残流域からの流入量を合わせ放水路により分派させた後、湊浦地点において1,400m³/sとする。また、放水路については湊浦橋地点において330m³/sとする。



記述する内容

当該水系の主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅を定める。

具体例（三隅川水系基本方針）

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)	摘要
三隅川	三隅大橋	4.5	+9.90	93	
三隅川	湊浦	1.1	+4.86	120	
放水路	湊浦橋	0.4	+4.60	38	

(注) T.P. = 東京湾中等潮位

記述する内容

当該水系の水利用状況、流況を述べ、及び流水の正常な機能の維持に必要な流量を定める。

具体例（三隅川水系基本方針）

三隅大橋地点から下流における既得水利権としては、農業用水として約0.1m³/sの許可水利がある。これに対し、三隅大橋地点における過去13年間の平均渇水流量は約2.3m³/s、平均低水流量は約4.2m³/sである。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、流水の占用、流水の清潔の保持、動植物の生息地または生育地の状況、漁業等を考慮し、三隅大橋地点において、4月から5月及び9月下旬から11月中旬は概ね2.5m³/s、その他の期間は概ね1.0m³/sとする。

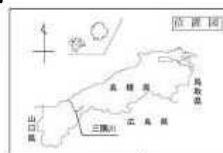
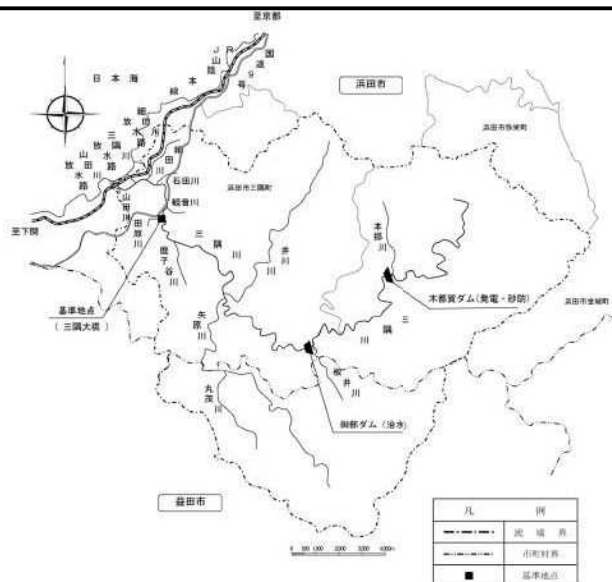
なお、水利用の変更に伴い、当該流量は増減することがある。

(参考図)水系図

記述する内容

水系内の各河川、基準地点、ダムなどの洪水調節施設が載った水系図を示す。

具体例（三隅川水系基本方針）



(参考図) 三隅川水系図